

平成28年2月26日3月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

| | | |
|------------|------------|------------|
| 1番 吉岡 広小路 | 2番 須山 敏夫 | 3番 池田 徹 |
| 4番 新家 良和 | 5番 福岡 誠志 | 6番 鈴木 深由希 |
| 7番 澤井 信秀 | 8番 小池 拓司 | 9番 桑田 典章 |
| 10番 山村 恵美子 | 11番 宍戸 稔 | 12番 平岡 誠 |
| 13番 小田 伸次 | 14番 林 千祐 | 15番 岡田 美津子 |
| 16番 齊木 亨 | 17番 杉原 利明 | 18番 亀井 源吉 |
| 19番 保実 治 | 20番 國岡 富郎 | 21番 大森 俊和 |
| 22番 竹原 孝剛 | 23番 久保井 昭則 | 24番 伊達 英昭 |
| 25番 助木 達夫 | 26番 沖原 賢治 | |

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

| | |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| 市長 増田 和俊 | 副市長 高岡 雅樹 |
| 副市長 瀬崎 智之 | 政策部長 藤井 啓介 |
| 総務部長 併三次市選挙管理委員会 事務局 局長 福永 清三 | 財務部長 部谷 義登 |
| 地域振興部長 白石 欣也 | 産業環境部長 兼農業委員会 事務局 局長 花本 英蔵 |
| 福祉保健部長 日野 宗昭 | 子育て・女性支援部長 瀧 奥 恵 |
| 教育長 松村 智由 | 教育次長 中宗 久之 |
| 建設部長 上岡 譲二 | 水道局長 坂本 高宏 |
| 市民部長 森本 純 | 市民病院部長 事務部長 山本 直樹 |
| 君田支所長 落田 正弘 | 布野支所長 沖田 昌子 |
| 作木支所長 加藤 良二 | 吉舎支所長 木屋 繁広 |
| 三良坂支所長 岡本 一彦 | 三和支所長 勝山 修 |
| 甲奴支所長 内藤 かすみ | 監査事務局長 落合 裕子 |

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | |
|---------------|---------------|
| 事務局 局長 大鎗 克文 | 次 長 丸 亀 徹 |
| 議事係 長 才 田 申士 | 政務調査係長 明 賀 克博 |
| 政務調査主任 瀧 熊 圭治 | |

5 会議に付した事件は次のとおりである

| 日程番号 | 議案番号 | 件名 |
|--------|-------------------------|---|
| 第 1 | | 会期の決定（19日間） |
| 第 2 | | 市長の施政方針について |
| 第 3 | | 議会運営委員長報告 |
| 第 4 | 発議第 1 号 | 三次市議会基本条例の一部を改正する条例（案） |
| 第 5 | 報告第 1 号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） |
| | 報告第 2 号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） |
| | 報告第 3 号 | 専決処分の報告について（訴えの提起について） |
| 第 6 | 報告第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて（訴えの提起について） |
| | 報告第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて（訴えの提起について） |
| 第 7 | 議案第20号 | 三次市職員の退職管理に関する条例（案） |
| | 議案第21号 | 三次市三次地域交流館設置及び管理条例（案） |
| | 議案第22号 | 三次市消費生活センターの組織及び運営に関する条例（案） |
| | 議案第23号 | 三次市こども医療費支給条例（案） |
| | 議案第24号 | 三次市こども医療費支給条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案） |
| | 議案第25号 | 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案） |
| | 議案第26号 | 三次市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例及び三次市移動通信用鉄塔施設使用料徴収条例の一部を改正する条例（案） |
| | 議案第27号 | 三次市広島ふるさと村設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） |
| | 議案第28号 | 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案） |
| | 議案第29号 | 三次市リサイクルセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） |
| | 議案第30号 | 三次市整備浄化槽設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） |
| | 議案第31号 | 三次市特産物加工施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） |
| | 議案第32号 | スポーツ・文化みよし夢基金条例の一部を改正する条例（案） |
| | 議案第33号 | 三次市ブロードバンドひかり基金条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第34号 | ふるさと三次寄附条例の一部を改正する条例（案） | |

| 日程番号 | 議案番号 | 件名 |
|--------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 第 8 | 議案第35号 | 市道路線の認定及び変更について |
| | 議案第36号 | 工事委託契約の変更について |
| | 議案第37号 | 過疎地域自立促進計画の策定について |
| | 議案第38号 | 過疎地域自立促進計画の変更について |
| | 議案第39号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| | 議案第40号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| | 議案第41号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 第 9 | 議案第12号 | 平成27年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案） |
| | 議案第13号 | 平成27年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案） |
| | 議案第14号 | 平成27年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案） |
| | 議案第15号 | 平成27年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案） |
| | 議案第16号 | 平成27年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案） |
| | 議案第17号 | 平成27年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案） |
| | 議案第18号 | 平成27年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案） |
| 議案第19号 | 平成27年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（案） | |
| 第 10 | 議案第1号 | 平成28年度三次市一般会計予算（案） |
| | 議案第2号 | 平成28年度三次市国民健康保険特別会計予算（案） |
| | 議案第3号 | 平成28年度三次市診療所特別会計予算（案） |
| | 議案第4号 | 平成28年度三次市介護保険特別会計予算（案） |
| | 議案第5号 | 平成28年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案） |
| | 議案第6号 | 平成28年度三次市土地取得特別会計予算（案） |
| | 議案第7号 | 平成28年度三次市下水道事業特別会計予算（案） |
| | 議案第8号 | 平成28年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案） |
| | 議案第9号 | 平成28年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案） |
| | 議案第10号 | 平成28年度三次市病院事業会計予算（案） |
| | 議案第11号 | 平成28年度三次市水道事業会計予算（案） |

平成28年3月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（平成28年2月26日）

| 日程番号 | 議案番号 | 件名 | |
|------|---------------------------------|---|----|
| 第 1 | | 会期の決定（19日間） | 7 |
| 第 2 | | 市長の施政方針について | 7 |
| 第 3 | | 議会運営委員長報告 | 16 |
| 第 4 | 発 1 | 三次市議会基本条例の一部を改正する条例（案） | 18 |
| 第 5 | 報 1 | 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） | 19 |
| | 報 2 | 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） | 19 |
| | 報 3 | 専決処分の報告について（訴えの提起について） | 19 |
| 第 6 | 報 4 | 専決処分の承認を求めることについて（訴えの提起について） | 20 |
| | 報 5 | 専決処分の承認を求めることについて（訴えの提起について） | 20 |
| 第 7 | 議 20 | 三次市職員の退職管理に関する条例（案） | 21 |
| | 議 21 | 三次市三次地域交流館設置及び管理条例（案） | 21 |
| | 議 22 | 三次市消費生活センターの組織及び運営に関する条例（案） | 21 |
| | 議 23 | 三次市子ども医療費支給条例（案） | 21 |
| | 議 24 | 三次市子ども医療費支給条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案） | 21 |
| | 議 25 | 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案） | 22 |
| | 議 26 | 三次市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例及び三次市移動通信用鉄塔施設使用料徴収条例の一部を改正する条例（案） | 22 |
| | 議 27 | 三次市広島ふるさと村設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） | 22 |
| | 議 28 | 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案） | 22 |
| | 議 29 | 三次市リサイクルセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） | 22 |
| | 議 30 | 三次市整備浄化槽設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） | 22 |
| 議 31 | 三次市特産物加工施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） | 22 | |

| | | | |
|------|------|--|----|
| | 議 32 | スポーツ・文化みよし夢基金条例の一部を改正する条例（案） …… | 22 |
| | 議 33 | 三次市ブロードバンドひかり基金条例の一部を改正する条例 （案） …… | 22 |
| | 議 34 | ふるさと三次寄附条例の一部を改正する条例（案） …… | 22 |
| 第 8 | 議 35 | 市道路線の認定及び変更について …… | 32 |
| | 議 36 | 工事委託契約の変更について …… | 32 |
| | 議 37 | 過疎地域自立促進計画の策定について …… | 32 |
| | 議 38 | 過疎地域自立促進計画の変更について …… | 32 |
| | 議 39 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について …… | 32 |
| | 議 40 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について …… | 32 |
| | 議 41 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について …… | 32 |
| 第 9 | 議 12 | 平成27年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案） …… | 33 |
| | 議 13 | 平成27年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） （案） …… | 33 |
| | 議 14 | 平成27年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案） …… | 33 |
| | 議 15 | 平成27年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案） …… | 33 |
| | 議 16 | 平成27年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） （案） …… | 34 |
| | 議 17 | 平成27年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第1号） （案） …… | 34 |
| | 議 18 | 平成27年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1 号）（案） …… | 34 |
| | 議 19 | 平成27年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） （案） …… | 34 |
| 第 10 | 議 1 | 平成28年度三次市一般会計予算（案） …… | 37 |
| | 議 2 | 平成28年度三次市国民健康保険特別会計予算（案） …… | 37 |
| | 議 3 | 平成28年度三次市診療所特別会計予算（案） …… | 37 |
| | 議 4 | 平成28年度三次市介護保険特別会計予算（案） …… | 37 |
| | 議 5 | 平成28年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案） …… | 37 |
| | 議 6 | 平成28年度三次市土地取得特別会計予算（案） …… | 37 |
| | 議 7 | 平成28年度三次市下水道事業特別会計予算（案） …… | 37 |
| | 議 8 | 平成28年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案） …… | 37 |
| | 議 9 | 平成28年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案） …… | 37 |
| | 議 10 | 平成28年度三次市病院事業会計予算（案） …… | 37 |
| | 議 11 | 平成28年度三次市水道事業会計予算（案） …… | 38 |


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただきまして、まことにありがとうございます。

本日から平成28年3月定例会を行いますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員数は26人であります。

これより平成28年3月三次市議会定例会を開会をいたします。

本日の会議録署名者として、澤井議員及び小池議員を指名をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（沖原賢治君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月15日までの19日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって会期は19日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 市長の施政方針について

○議長（沖原賢治君） 日程第2、市長の施政方針についてを議題といたします。

施政方針の説明を求めます。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 皆さんおはようございます。

議員各位を初め市民の皆さんには、平素から市政運営に温かい御支援、御協力をいただき、深く感謝を申し上げます。

本日、平成28年3月三次市議会定例会の開会に当たり、新年度に臨む私の所信と平成28年度の主要施策の概要につきまして、御説明を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、国においては、人口減少・少子高齢という我が国が直面する大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することをめざして、まち・ひと・しごと創生基本方針2015を閣議決定されました。そしてローカル・アベノミクスの推進を初め地方創生の深化に向けた取り組みを本格化させるとともに、我が国の将来の繁栄に向けた礎を築くべく、希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障からなる新三本の矢を掲げ、一億総活躍社会の実現に向けた取り組みを進めています。

本市におきましても、昨年10月に三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。平成28年度は、私たちの三次の未来を、私たちの創意工夫で切り開く、実質三次創生元年であり、国が進めている地方創生の諸施策を最大限に活用し、幸せを実感しながら、住み続けたい誇れるまちの実現に向けて、戦略的に施策を展開していきます。

また、我が国を取り巻く経済環境は、内閣府による2月の月例経済報告によりますと、景気は、このところ一部に弱さも見られるが、穏やかな回復基調が続いているとされています。しかしながら、世界の政治経済状況が不安定要素を増しているという観測から、年初以来円高株安傾向が続いており、今後の経済状況の推移を注意深く見守ることが必要であると考えております。

地方経済を全般的に見ますと、景気浮揚効果も実感が乏しいとも言われている中で、平成27年度の景気対策として2回発行した三次藩札について、三次商工会議所管内景況調査によると、8割の事業所から高評価をいただいております。今後も引き続き実施し、切れ目のない景気対策を行っていきたいと思います。

平成27年度国勢調査の速報値によると、本市の人口は5万3,677人であります。厳しい数字ではありますが、本市の強みである中国縦貫自動車道と中国やまなみ街道が描く中国地方の十字路としての拠点性・利便性を最大限生かすとともに、合併以来集積した都市機能を市民全体の財産として活用していくことや、市内それぞれの地域で市民の皆さんの知恵や行動力を結集し、地域みずからが元気や活力を生み出す、特色ある地域づくりに全力を傾注していくことによって、昨年策定した三次市人口ビジョンに示した15年後に人口5万人堅持を実現させていきたいと意を強くしております。

本市の財政状況につきましては、合併以来、人件費の抑制を図り、内部管理費を初めとした経常的な経費全般について徹底した節減、合理化に努めるとともに、市税収入等の確保、さらには有利な財源の活用や繰上償還による後年度負担の軽減等を行ってきました。その効果により、平成16年度と比較すると、実質公債費比率、将来負担比率などの財政指標や基金残高、市債残高は確実に改善しています。

まず、全基金の総額は、合併時の61億1,596万円から、平成27年度末で176億1,195万円と約115億円の増額となる見込みであります。中でも、自治体が計画的な財政運営を行うための積立金である財政調整基金の平成26年度末残高は、合併初年度に比べて、約2.4倍に増額となりました。次に、市の借金である市債の普通会計の平成26年度末残高は、合併初年度に比べて、約44億円減少しました。引き続き、財政基盤の確立に向けて、財政指標等の改善に努めてまいります。

次に、平成28年度予算編成の基本的な考え方につきまして申し上げます。

本市は、これまでの施策の成果を踏まえた上で、引き続き、第2次三次市総合計画をまちづくりの総合的な施策として、市民の皆さんの力が最大限発揮されるまちをめざしてまいります。この総合計画に位置づける重要施策を推進していくために、国が進める地方創生の諸施策を最大限活用することを目的に策定した三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた施策と合



わせ、これまで進めてきた生活最優先の市政を基本的に据え、市民誰もが三次に住んでいることを誇りに思い、また住むことを勧められる誇れるまちを推進していく決意であります。それを実現していく予算として編成しました。

なお、平成27年度から、合併による普通交付税の優遇措置が段階的に縮減される過程に入っており、平成28年度からは、その2年目となります。一部に一本算定の見直しが図られる緩和措置が講じられることとなったものの、財源が縮減していくことには変わりはなく、財政は厳しい状況を迎えています。また、今後も、社会保障費の増加、公共施設や道路、橋梁、上下水道等のインフラ資産の老朽化への対応が求められます。

私たちには未来の三次市民のために健全で安定的な財政運営を行う必要があります。そのため、平成27年11月に策定した第3次三次市行財政改革推進計画を着実に実行することで、限られた財源を真に必要なことに有効活用する選択と集中に徹した予算編成としました。

次に、平成28年度予算案の概要について申し上げます。

一般会計と8つの特別会計、さらに、2つの企業会計を合わせた市の全体の予算規模は、699億7,000万円であり、前年度当初に比べて1億3,834万7,000円、0.2%の減としています。このうち、一般会計は、377億8,000万円で、前年度当初に比べて3億4,000万円、0.9%の増となっています。8つの特別会計については、186億8,196万2,000円で、前年度に比べて3億3,900万2,000円、1.8%の減となっています。一般会計歳出の特徴としては、後年度負担を軽減するため、これまで実施してきた繰上償還の効果により、公債費を前年度と比べて10.8%の減とするなど、義務的経費を前年度当初に比べて、9億3,000万円余り削減させる一方、投資的経費である普通建設事業費を前年度当初に比べて約1割増とし、市道などの生活基盤の充実にも配慮をしています。

それでは、施策の重点方針について申し上げます。

まず、地方創生についてでございます。

第2次三次市総合計画に沿って、まち・ひと・しごとの創生をめざした三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で特に重点的に取り組む施策を重点施策として位置づけ、しごと・ひと・まちの好循環の確立を図りながら、戦略的に実行していきます。

重点施策1、子育て・教育の分野では、トップレベルの子育て環境をつくり、子育て環境日本一をめざします。重点施策第2、定住対策の分野では、多様なネットワークと支援策を駆使し、移住者を呼び込んでいきます。重点施策3、観光・交流の分野では、人々が集い、つながる、新たな人の流れを生み出していきます。重点施策4、農業分野では、基幹産業である農業を多様な形で守り、育み、地域とともに持続させていきます。また、それぞれの事業を単体で実施するのではなく、施策間の連携を高め、一体的なパッケージとして展開していくことが重要だと考えています。

その一例として、4月より（仮称）三次市女性・子育て相談支援センターを組織上に位置づけ、女性の抱えるさまざまな悩みに関する相談や、子育て、就労に関する相談などを一体化して受けるワンストップサービスの相談窓口を設置し、必要に応じて外部機関と連携を図って適

切に対応していきます。

また、地方創生に関連した国の平成27年度補正予算である地方創生加速化交付金を活用して、観光振興と企業誘致を進めるため、広島空港へのアクセスバス社会実験を6カ月間行っていきます。

続いて、総合計画のまちづくりの取り組みの柱に沿って、平成28年度の主な施策を申し上げます。

第1の柱は、まちづくりの主演であるひとづくりです。

子育ての分野では、昨年4月に所信表明で申し上げました3点を実行してまいります。

まず1点目は、保育料多子軽減事業として、保育料を2人目は全て半額、3人目からは全て無料にします。2点目は、ゼロ歳児保育の拡充や病児保育の開始など、子育て世代の多様なニーズに応え、働きやすい環境整備を進めます。3点目は、不妊治療における自己負担の無料化及び不育治療費の助成を行い、不妊治療を受ける御夫婦の経済的負担の軽減を図り、子供を産みたい方が産めるような環境づくりを推進します。加えて、子ども医療費助成事業などを実行することで、妊娠・出産・子育ての負担の軽減を図ります。また、十日市や甲奴のこども集会所整備事業など、放課後の子どもの居場所づくりや、(仮称)みよしあそびの王国室内遊具場整備事業などを実行することで子育てを支える環境づくりを進め、子育て世代に選ばれるまちをめざしていきます。また、ひとり親家庭等自立応援プロジェクト事業として、就労・住居・就学など、ひとり親家庭への支援をパッケージ化して強力に取り組みます。さらに、地域、市民の皆さんによる子供たちへの学びの支援活動を応援するため、学びの支援活動推進事業を行っていきます。

学校教育では、児童・生徒一人一人の基礎・基本の定着を図り、各学校の創意工夫によるオンリーワンの特色ある学校づくりを推進するため、特色ある学校づくり創造事業を新設します。また、同時にそのために必要なエアコン整備を行う小中学校学習環境整備事業を実施します。引き続き、市費採用教員配置による少人数学級編成や少人数習熟度別授業などを実施し、確かな学力の向上を図ります。また、学校支援員による特別な配慮が必要な児童・生徒への学習支援も行います。

外国語教育については、がんばる中学生の英語学習応援事業として、英語検定料補助を行うとともに、ALT、外国語指導助手を増員し、コミュニケーション能力の育成の取り組みを充実させていきます。

併設型中高一貫教育校の誘致につきましては、多様な教育ニーズに応えるとともに、本市内外で活躍することのできる人材育成を行い、地域活性化につなげていくため、地元県議会議員、市議会議員、商工会議所会頭とオール三次体制で広島県に要望してきたところです。引き続き、誘致の実現に向けて、取り組みを進めてまいります。

教育はひとづくりであり、まちづくりの基盤です。次世代を担う子供たちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくりに取り組んでいきます。

スポーツ・文化の分野では、子供たちの豊かな心を培い、多様な個性を育むため、本物の芸

術・文化・スポーツに触れる機会を提供していきたいと考えています。

まず文化面では、子ども文化芸術ふれあい事業により、市内の子供たちに文化・芸術を鑑賞・体験する機会を提供します。引き続き、市民ホール自主事業支援事業、奥田元宋・小由女美術館を初めとする4つの美術館等では、質の高い企画展示と教育普及活動の充実を行い、文化の振興に努めます。

また、スポーツのまちみよしの実現に向けて、子供たちの競技力の向上とスポーツへの関心を高めるため、プロスポーツ選手によるスポーツ教室等の開催を支援するジュニアアスリート育成支援事業を新たに実施します。また、みよし運動公園整備事業としてスケートパークの整備を行います。

引き続き、スポーツを通して子供の夢を応援するため、本市の多様なスポーツ施設を生かし、2020年東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の誘致に取り組みます。

国際交流の分野では、姉妹・友好都市等との交流事業や国際交流団体への補助を行うとともに、豊かな国際感覚育成支援として、高校生の海外派遣事業への補助を継続し、将来を担う子供たちが、国際感覚豊かで、高いコミュニケーション能力を持ち、多様な文化を認め合い、対応できる人材となるよう、育成を図っていきます。

男女共同参画・平和・人権の分野では、男女共同参画社会への意識啓発や講演会の開催による学習機会の提供を行い、性別にかかわらず、みんなが協力してつくる、人に優しく住みよいまちづくりをめざしていきます。また、平和のつどいなどの平和祈念事業や、人権尊重の意識啓発などを行ってまいります。

第2の柱は、安全で温かみと安心感のあるくらしづくりです。

保健の分野では、地域包括ケアシステム構築に向けて、引き続き、社会福祉法人三次市社会福祉協議会を初め関係団体と連携し取り組みを進めます。また、いきいき健康日本一のまちの拠点づくりとして、甲奴町に温泉水を活用した歩行用プールやトレーニングジムなどを備えた健康増進施設整備事業を進めていきます。また、認知症の早期発見のため、新たに認知症予防事業を行います。

医療の分野では、地域医療、とりわけ中山間地域を取り巻く環境は、深刻化しておりますが、広島県や広島大学等との連携のもと、市立三次中央病院に研修医を含めて、71人の医師を予定し、診療を行っていきます。新たに陽電子放射線断層撮影装置、いわゆるPET-CTがん検診補助事業を行い、市民の皆様身近な病院での高度医療の受診機会を提供していきます。

また、川西診療所改築事業として、診療所改築・設備更新を行います。今後とも市立三次中央病院と三次地区医師会や市内の医療機関との連携や役割分担を行うことにより、24時間365日小児救急医療や休日夜間急患センター運営事業を継続しながら、地域医療体制の充実と医療の質の維持向上をめざしていきます。

福祉の分野では、みんなで支え合う誰もが笑顔で暮らせるまちをめざして、高齢者、障害者、生活に困窮しておられる方が相談しやすい場となるよう、福祉総合相談支援センターの充実に努めます。

また、住みなれた地域で自立して生活を送ることができる体制づくりを推進するため、高齢者トレーニング教室事業や高齢者等見守り隊事業などを継続するとともに、成年後見利用支援事業を拡充します。

障害者が地域の一人として尊重され、安心して自分らしく暮らせる社会の実現をめざし、外出支援のための障害者福祉タクシー等利用助成事業、障害者の相談支援事業や各種サポートを行う障害者支援センター事業など、本市に暮らす、全ての障害のある方の生活支援や自立支援など、より一層推進してまいります。

地域公共交通の分野では、これまで強く要望してまいりましたＪＲ三次駅構内バリアフリー化施設整備事業につきましては、国の補助採択を前提として、ＪＲへの補助事業を実施していきたいと考えています。

ＪＲ三江線につきましては、昨年10月にＪＲ西日本が利用者低迷のため、廃止を含めたあり方を検討していることが明らかになりました。ＪＲ三江線は、市民の皆さんにとって、通学、通院、買い物など日常生活に必要な移動手段でもあります。2月14日には、白紙からの検討を行うことを条件に、ＪＲ西日本と広島・島根両県、沿線市町、中国運輸局で構成した検討会議が始まりました。今後、公共交通を維持、確保していくためには、交通事業者の自助努力や行政の支援に加え、住民・地域が主体的に公共交通を考え、行動していくことが非常に重要であります。維持存続を図る市民の皆様の気運醸成のため、ＪＲ三江線市民利用促進事業を行っていきます。加えて、市職員が出張する場合のＪＲ利用促進を行い、ＪＲの確保に向けて最善を尽くしていきます。また、生活交通確保対策による市民の移動手段の確保・維持を継続します。

防災・安全の面では、平成27年度も国内各地で台風や豪雨などによる自然災害が発生しました。このような自然災害に対する市民の皆様の不安の解消を図り、障害リスクに備えて、必要な対策を行い、市民の皆様の生命と財産を守っていくことは、行政の最も重要な使命であります。

そこで、市民の皆さんと力を合わせながら、安全で安心できるまちづくりを進めていくため、新たに自主防災組織等整備事業、消防団装備備品強化事業を実施します。加えて、市有施設耐震改修事業や市営住宅の耐震診断を行い、安全性を確保します。また、適切な管理が行われていない空き家が、防災、衛生上、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、適切な対応を行うため、空家等対策計画策定事業を行います。

消費生活における安全・安心の確保のため、引き続き、消費生活センターによる相談体制の充実や啓発行動を行ってまいります。

第3の柱は、豊かな市民生活と元気な地域を支える仕事づくりです。

就労促進・起業支援の分野では、女性活躍推進プラットフォーム事業として、起業セミナー、創業サポート、就労支援、女性が働く環境整備を行う企業への支援など、女性の活躍を促進する環境をつくり出し、多様な選択・チャレンジを支援していきます。

農業分野では、農業従事者の高齢化、担い手不足の問題やＴＰＰ大筋合意による影響が懸念されています。本市の農業を多様な形で守り、担い手を確保・育成していくため、新規就農者

研修実践農場支援事業や地域おこし協力隊事業を活用した農業協力隊などを新たに実施します。クリーンセンターの排熱を有効に活用した植物工場の整備や、振興作物産地化推進支援事業、果樹・花き生産振興支援事業を新設し、生産振興を支援していきます。今後とも、生産者を初め、J A、広島県などの関係機関などと連携して、農業所得の向上、経営基盤の安定・強化を図っていきます。

さらに、有害鳥獣被害防止対策事業や、狩猟免許の取得支援を新たにを行い、有害鳥獣の駆除活動や農作物等への被害防止対策に取り組みます。

本市の豊かで美しい農村環境を保全するため、中山間地域等直接支払交付金を継続し、農業・農村が持つ多面的機能の維持推進を図ります。また、農業基盤の整備事業として、用排水路やため池等の農業水利施設の整備を行います。

畜産分野では、畜産経営の安定を図るため、みよし和牛・酪農の里づくり事業を拡充し、畜産振興を図っていきます。

現在、持続可能な地域農業の確立と夢の持てる農業の実現をめざして、三次市農業振興プランを策定中です。今後、早期に議会にお示ししてまいりたいと思っております。

林業分野では、引き続き、三次地方森林組合や甲奴郡森林組合と連携し、林業の振興を図っていきます。また、地域住民の利便性の向上や、森林資源の利活用、森林の持つ多面的機能の維持増進のため、林道整備を行うとともに、小規模な森林の崩壊等の山地災害の防止のため、小規模崩壊地復旧事業を継続します。

商工業分野では、今後も、さらなる企業の立地に向けて、広島県と連携を図りながら、企業訪問や情報発信、企業セミナーなど営業活動を強化し、市長によるトップセールスを織りまぜながら戦略的な誘致活動を行うとともに、市内で操業されておられる既存の企業との信頼関係を深め、本市において企業活動を継続・拡大していただくことに努めてまいります。

中小企業の振興につきましては、三次商工会議所や三次広域商工会など関係団体との連携を一層深め、地域での消費喚起と地域経済の活性化を図るため、昨年引き続き、プレミアム付き商品券「三次藩札」発行事業を行います。また、経営の安定を図るため、商店街事業承継事業を初めとするみよし産業応援事業を充実させ、経営支援設備投資事業（きらりと輝く経営者支援制度）支援事業などを新たに実施して一体的に支援していきます。また、三次唐麵焼への支援を通して、本市のイメージアップや食文化の振興・情報発信を行います。

観光分野では、引き続き、市内の関係者が一体となってオール三次観光・交流キャンペーン s t a g e 2 として、総合的・戦略的・効果的に進めていきます。国内外の幅広い観光客をターゲットとして、F r e e W i - F i 整備事業や魅力ある観光地づくり支援事業などを強力に行ってまいります。

また、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地域づくりのかじ取り役となり得る三次版DMOの設置に向けて実態調査等を行うなど、多様な関係者と連携しながら、着実に準備を進めます。

三次地区のまちづくりといたしましては、みんなで創る「新三次“藩”物語」プロジェクト

事業として、三次市文化会館の跡地への三次地区拠点施設整備や、新たに町家再生創造拠点化事業などを行い、歴史的な街並みを生かして、ハード、ソフトが一体となったまちづくりを進めます。

さらに、江の川カヌー公園さくぎへの入浴施設の整備や品の滝遊歩道整備事業を行い、地域資源を生かした観光振興に努めます。

定住・交流の分野では、移住者の住宅取得支援事業、定住対策情報発信事業を拡充し、引き続き、自然に恵まれた環境や充実した子育て・医療体制等、本市の特徴を積極的に発信します。また、市外に住む三次市の出身者との縁をつなぐ地縁者ネットワーク事業を活用し、移住希望者や若者とふるさとを結び、定住につなげていきたいと考えます。

今年度、ふるさと納税は約1億500万円と前年度の5倍以上にふえる見込みです。さらに返礼品を工夫していくことで、本市の魅力を発信し、新しい人の流れをつくり、集客や移住・定住につなげることをめざしていきます。

第4の柱は、美しい風景を後代に伝える環境づくりです。

自然環境の分野では、引き続き、ひろしまの森づくり事業として、里山林の整備や森林・林業体験活動への補助を実施します。

循環型社会の形成に向けて、豊かな自然との共生をめざしたまちづくりを進めていくため、新たに小・中学生向けの環境教材の製作を行う、三次の環境をふるさとで学ぶ事業を実施します。

また、再生可能エネルギーの活用等による二酸化炭素排出量の削減を進めるため、十日市や八次のコミュニティセンターに太陽光発電システム等を整備します。最終処分場の延命化のため、下荒瀬最終処分場整備事業を実施します。

生活基盤の分野では、みらさか土地区画整理事業は、建物改修等の補助の継続や、駅前地区整備工事、橋梁工事などを着実に進めていくとともに、保留地の販売に着手します。

また、県道梶田三良坂線や市道三次山家線を初めとする道路新設改良の拡充や道路修繕、三次市橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の点検・長寿命化の拡充や、新市まちづくり計画のフォロー事業など、生活最優先の視点で、必要性や緊急度を勘案し、効率的に整備を行います。

市営住宅改修事業として、みよし住宅1・2号館屋上防水改修を行い、住環境の整備を進めます。

上水道事業では、市民の皆さんに安全で安心できる良質な水を供給するため、引き続き、河内地区の拡張事業、浄水場施設更新、老朽管の更新に取り組みます。また、作木、吉舎、三和地区については、簡易水道事業により整備を進めます。

下水道事業では、市民の皆さんの快適な生活環境づくりのため、下水道施設の整備に引き続き取り組みます。三次処理区、三良坂処理区、布野処理区における管渠布設工事を計画的に進めます。

農業集落排水事業では、引き続き、維持管理に努めるとともに、浄化槽市町村整備推進事業に係る浄化槽の設置に取り組みます。また、快適な生活環境を創造するため、小型浄化槽設置

整備補助事業を継続実施します。

本市の主要な施策の効果を十分に発揮していく上で、国や広島県との連携が重要です。

国との関係では、国道54号の交通安全対策や橋梁老朽化対策、河川改修・河川環境整備など、広島県との関係では、国道183号や375号、主要地方道吉舎油木線本郷工区、一般県道三次江津線祝橋工区を初めとした国道・県道の整備・改良、幹線林道の比和・新庄線や、県営備北南部地区広域営農団地農道の整備、県営三次工業団地Ⅲ期への誘致活動など、引き続き連携協力してまいります。今後とも、国、県への要望活動を積極的に行い、さらなる事業展開に向けて努力を重ねてまいります。

情報化に関する取り組みとして、新たに布野町横谷地区において、携帯電話エリア整備事業を行い、不感地域の解消に努めます。また社会保障・税番号制度に係るシステム改修を行います。

ケーブルテレビ事業につきましては、議会からの御意見も参考に、本市としてもこの間、設備更新費や事業運営のあり方について、三次ケーブルビジョンとの協議を重ね、将来に向けて持続可能な事業となるよう、公設民営を基本とした上で、役割・負担領域を整理したところで、市の負担部分をケーブルテレビ設備改修事業として実施します。

また、公共施設大規模改修等事業を行い、市民の皆様にとって安全・安心で利便性の高い社会を実現するための基盤を整備します。

景観形成の分野では、新たに尾関山公園周辺整備基本構想策定等事業を実施するとともに、引き続き、花の里みよし推進事業を実施し、地域の一体感と誇りを育み、美しい三次の創造を図ります。また、多面的機能支払交付金を継続し、農業用施設の保全活動や環境整備の共同作業による農業・農村環境の維持・保全に努めます。

第5の柱は、参加と行動によるつながる仕組みづくりです。

私たちの地域課題解決や起業を目的としたワークショップ等の開催を行うウチソトつなぐワークショップ事業を新たに実施するとともに、がんばる地域支援事業、がんばる地域・産業施設整備支援事業を継続実施し、地域課題解決や地域活力の創造に頑張る市民の皆さんを全力を挙げて応援します。

平成27年度に実施した電力入札による削減効果相当額を財源として活用する中で、自治振興活動費補助事業の拡充や小中学校学習環境整備事業を実施します。また、川西郷の駅整備支援事業として、地域の生活機能の維持のための主体的な取り組みを支援します。

さらに、新たに集落支援員を活用し、市職員による地域応援隊の活動とあわせて、市民の皆さんと情報や目的を共有し、信頼し合い、対等な立場で参加、行動を基本とした協働のまちづくりに取り組みます。

行財政改革の推進につきましては、第3次三次市行財政改革大綱に掲げる透明、参加、選択の基本理念に基づき、未来の三次市民に夢の持てる活力ある地域を引き継ぐため、今の私たちの責任を果たし、限られた資源を本当に必要なことに有効に使い、満足度を高め、創意と工夫で市民の皆さんが誇れるまちづくりに向けた取り組みを着実に実行してまいります。また、行

政組織の活動方針を共感、決断、行動とし、三次市の未来を市民の皆さんと開く、共感力と変革力のある行政をめざします。

さらに、公明正大な行政のための徹底した情報公開を行うとともに、個別外部監査を継続し、行政の透明性、信頼性の向上を図っていきます。

行財政改革は、単なるコストダウンや事業縮小ではありません。市民に身近な信頼される行政をめざし、市民の皆さんとともに未来のための変革を生み出していく取り組みを進めます。

終わりに当たりまして、私が無投票という形で市民の皆さんから信任をいただき、2期目をスタートしてから、1年が経過しようとしています。2期目に当たりましても、対話、次の世代にツケを回さない、改革に終わりのない3つの基本姿勢とし、市民の皆さんの信頼と御期待にお応えすべく、本市のさらなる飛躍をめざして、生活最優先の市政運営に全身全霊を傾けてきたところであります。

人口減少、少子高齢社会を初めとする厳しい現実に真正面から向き合い、そのスピードを緩和・抑制するとともに、人口減少に適応しながら、市民の皆様の幸せな生活を守っていくためには、市民の皆さんと市役所がともに汗して、知恵を出し合い、行動していくことが求められています。

将棋界で史上初の三冠を達成し、数々の逸話などで将棋界の歴史に名を刻んだ本市出身の升田幸三実力制第四代名人は、次のような言葉を残されています。「踏まれてもたたかれても、努力さえし続けていれば、必ずやいつかは実を結ぶ」。この言葉は、本市を取り巻く厳しい社会情勢を乗り越え、さらなるステージに向けて進もうとする私たちにとって非常に勇気づけられるものでございます。

私は、努力は必ずや成果につながることを信じ、強い信念を持ち、職員一丸となって、いかなる困難にも果敢に挑戦してまいります。

また、行政全体で頑張る市民の皆さんを全力で応援していきます。そして、市民の皆さんとともに、厳しい現実に目を背けることなく、三次で生まれ育ち、働き、暮らすこと、三次を離れても三次とつながって生きていくこと、三次に移住し暮らすことができる誇れるまちづくりに全力を傾注していく決意を新たにしておるところでございます。

今後とも議員各位を初め市民の皆様のご格別の御理解と御協力をお願い申し上げ、施政方針とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議会運営委員長報告

○議長（沖原賢治君） 日程第3、議会運営委員長報告を議題といたします。

報告を求めます。

（議会運営委員長 伊達英昭君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 伊達議会運営委員長。

〔議会運営委員長 伊達英昭君 登壇〕

○議会運営委員長（伊達英昭君） 皆さんおはようございます。

議会運営委員長報告をさせていただきます。

議会運営委員会から議会改革について御報告を申し上げます。

三次市議会では、平成17年度から情報公開、政策立案、市民参加を柱として議会改革に取り組み、一般質問における一問一答の導入や本会議のケーブルテレビ中継及びインターネット配信、議会報告会の開催、議会基本条例の制定など、先進的な議会改革を行ってまいりました。

また、平成24年6月には議会改革推進特別委員会を設置し、二元代表制の一翼を担う存在として、市民に信頼され、市民の負託に応えられる議会を築き上げ、さらなる議会改革を推進するため、7つの所管事項を掲げ、予算決算特別委員会及び広報広聴特別委員会の常任委員会化や反問権を導入し、自由討議や通年議会及び議員定数、議員報酬に関して検討を行う中で、議会活性化に取り組みました。その結果として、平成26年6月定例会で、次期改選時から議員定数が2名削減されることとなりました。

今年度は、議会運営委員会において議会改革に取り組み、議長から諮問のあった議会基本条例の検証、正副議長の立候補制、予算決算常任委員会の総括質疑、タブレット導入の4項目について、昨年7月27日から12回の議会運営委員会で審議し、昨年10月には、兵庫県加西市、三重県伊賀市、奈良県奈良市の先進地視察を行い、その結果と成果についてまとめましたので、御報告をいたします。

まず、議会基本条例の検証については、本市議会の議会基本条例は、議会の基本理念や議員の責務及び活動原則等を定め、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上と市勢の伸展に寄与することを目的として、平成22年4月に制定しました。

本条例には、これらの目的を達成するため、議会や議員として責務が規定されており、本条例を検証することで、議会改革の課題が見出せるものとして取り組みました。

検証方法としては、議会基本条例の各条文の内容について、各党派等でAからDの達成度を評価し、その理由と意見を求め、議会運営委員会で全体の達成度と理由・意見をまとめました。

結果としては、Aの十分達成されたと評価された項目は38項目中10項目、Bのおおむね達成されたと評価された項目は38項目中16項目と約7割の項目が達成されたと評価されました。

しかし、Dの評価の該当なしの2項目を除いて、残り10項目がCの今後努力を要すると評価され、この対応について、取り組み内容とスケジュールを決定して、改善に取り組み、2項目の対応として、今期定例会で、議会基本条例の条文改正を提案し、残りの8項目については、要項等の作成や研修会・勉強会の実施や小委員会の設置など、準備期間が必要なものは来年度から実施することとしました。

次に、正副議長の立候補制については、以前から懸案事項であり、議会運営委員会でも議論を重ねてまいりましたが、先進地や他市の事例を参考とし、議長及び副議長の選挙において、立候補制を導入することといたしました。

その内容としては、立候補予定者は、事前に立候補届出書兼所信表明申出書を提出し、立候補者に所信表明を行う機会を設け、所信表明会は、ケーブルテレビ中継及びインターネット配信を行い、市民にわかりやすく開かれた議会運営を行うことを目的として申し合わせ事項を定

め、4月の市議会議員一般選挙後、会派代表者会議を開催し、改めて申し合わせることに決定しました。

次に、予算決算常任委員会の総括質疑については、平成26年9月定例会から試行的に取り組み、3月定例会の当初予算審査及び9月定例会の決算審査について、会派代表による総括質疑を行ってまいりましたが、総括質疑で質問する内容や決算審査も総括質疑を行うかどうかなどについて審議いたしました。

結論として、質疑は、市長に問いたい方針や見解、政策的な内容とし、決算審査については、9月定例会の初日に、市長から決算に関する総括説明があり、質疑も可能なため、予算決算常任委員会では不要でないかという意見もありましたが、総括説明を受けて、予算決算常任委員会で市長へ質問する機会を設けてもよいとの意見があり、決算審査も対象とし、実施要領を定めました。

最後に、タブレット導入については、これまで、広報広聴常任委員会を中心に、先進地の視察やタブレットの研修を継続的に行ってきましたが、議会運営委員会ではタブレット導入について、議員総意の取り組みとすることを決定し、具体的な取り組み内容は、9月定例会で報告のあった広報広聴常任委員会の中間報告を基本として、平成28年度中の導入をめざし、議会内部の推進体制を構築するとともに、執行部・議会による導入検討会議の立ち上げなどを行うことを決定しました。

以上が、今年度、議会運営委員会で取り組んだ議会改革の結果や成果であります。

今後は、議会基本条例の検証後の課題など、まだまだ課題は多くあり、議会改革の取り組みは終わることなく、永遠に続くものとして、改選後の新たな体制の中で議会改革に取り組み、議会として説明責任を果たし、開かれた議会の実現により一層努力することとして、委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（沖原賢治君） 本件は報告のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 発議第1号 三次市議会基本条例の一部を改正する条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第4、発議第1号三次市議会基本条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（12番 平岡 誠君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 平岡議員。

〔12番 平岡 誠君 登壇〕

○12番（平岡 誠君） 皆さんおはようございます。

ただいま御上程されました発議第1号三次市議会基本条例の一部を改正する条例（案）について、提出者を代表して、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、助木達夫議員、林 千祐議員、伊達英昭議員、久保井昭則議員、保実 治議員、宍戸 稔議員、新家良和議員、澤井信秀議員と私、平岡 誠でございます。

本案は、今年度、議会運営委員会を中心に、議会改革に取り組む中で、議会基本条例の検証を行い、今後努力を要すると評価した項目のうち、条文改正が必要と判断した2項目について、関係条例である三次市議会基本条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、議会基本条例の研修に期限を設けることと、議会基本条例の検証を行うことを追加しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決定しました。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

報告第3号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

○議長（沖原賢治君） 日程第5、報告第1号から報告第3号までの専決処分の報告3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求めらる）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第1号から報告第3号までの報告3件

について、一括して御説明申し上げます。

初めに、報告第1号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成27年12月28日に三次市吉舎町吉舎374番1地先、市道甲成線の路上で発生した、横断溝のグレーチングのはね上がりによる物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第2号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成27年12月11日に、三次市作木町大山940番1地先、県道香淀三次線の路上で発生した落石による物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

最後に、報告第3号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し、滞納家賃等の支払い督促の申し立てを行ったところ、督促異議の申し立てがなされ、これに伴い訴訟事件に移行することとなりましたので、訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしました。よって、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

以上、報告3件について御報告申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告3件は、地方自治法に基づき指定された専決処分であります。先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（訴えの提起について）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（訴えの提起について）

○議長（沖原賢治君） 日程第6、報告第4号及び報告第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第4号及び報告第5号の報告2件について、一括して御説明申し上げます。

初めに、報告第4号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、農業集落排水処理施設の利用者に対し滞納使用料の支払い督促の申し立てを行ったところ、督促異議の申し立てがなされ、これに伴い訴訟事件に移行することとなりましたので、

訴えを提起することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。よって、同条第3項の規定に基づき御報告し、承認を求めようとするものであります。

次に、報告第5号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、補助金交付に係る負担付贈与契約の解除により補助金返還債務を負っている者に対し支払い督促の申し立てを行ったところ、督促異議の申し立てがなされ、これに伴い訴訟事件に移行することとなりましたので、訴えを提起することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定に基づき御報告し、承認を求めようとするものであります。

以上、報告2件につきまして、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告第4号及び報告第5号については、三次市議会会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって報告第4号及び報告第5号については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより報告第4号及び報告第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第4号及び報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって報告第4号及び報告第5号は承認をされました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第20号 三次市職員の退職管理に関する条例（案）

議案第21号 三次市三次地域交流館設置及び管理条例（案）

議案第22号 三次市消費生活センターの組織及び運営に関する条例（案）

議案第23号 三次市子ども医療費支給条例（案）

議案第24号 三次市子ども医療費支給条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

- 議案第25号 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）
- 議案第26号 三次市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例及び三次市移動通信用鉄塔施設使用料徴収条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第27号 三次市広島ふるさと村設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第28号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第29号 三次市リサイクルセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第30号 三次市整備浄化槽設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第31号 三次市特産物加工施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第32号 スポーツ・文化みよし夢基金条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第33号 三次市ブロードバンドひかり基金条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第34号 ふるさと三次寄附条例の一部を改正する条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第7、議案第20号から議案第34号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求めらる）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第20号から議案第34号までの議案15件について、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第20号三次市職員の退職管理に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正に基づき、職員の退職管理の適正化を図り、公務の公正性及び市民の信頼を確保することを目的として、新たに三次市職員の退職管理に関する条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、本市の職員であった者が離職後に再就職した場合の依頼等の規制等に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第21号三次市三次地域交流館設置及び管理条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次地域の歴史と伝統を生かしたまちづくり及び文化・芸術の継承を推進し、観光・交流を通じた活性化及び交流人口の拡大に伴うにぎわい創出に資することを目的として三次地域交流館を設置するため、新たに三次市三次地域交流館設置及び管理条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、施設の名称及び位置、交流館の行う事業の内容、開館時間、使用料等について定めようとするものであります。

次に、議案第22号三次市消費生活センターの組織及び運営に関する条例（案）について御説

明申し上げます。

本案は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律が、平成28年4月1日に施行されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに三次市消費生活センターの組織及び運営に関する条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理を規定しようとするものであります。

次に、議案第23号三次市こども医療費支給条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、福祉医療費助成の対象年齢拡大及び乳幼児医療・児童医療の名称統一に伴い、新たに三次市こども医療費支給条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、乳幼児・児童医療費助成の対象年齢を現在の「15歳まで」から「18歳まで」に拡大し、それに伴い制度の名称を統一するものであります。

次に、議案第24号三次市こども医療費支給条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市こども医療費支給条例の制定に伴い、乳幼児医療・児童医療等の文言がある条例について、一部改正または廃止しようとするものであります。

その内容は、「乳幼児医療・児童医療等」の文言を「こども医療」等に改正し、三次市乳幼児医療費支給条例及び三次市児童医療費支給条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第25号三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、人事院において、平成27年度分の給料水準、勤勉手当を改定する勧告が行われたこと及び地方公務員法の改正等に伴い、関係条例である三次市職員の給与に関する条例ほか11条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、人事院勧告に準じた給料水準及び勤勉手当の支給率を改定するとともに、地方公務員法の改正及び人事評価制度導入に伴う三次市職員の給与に関する条例、三次市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、三次市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、三次市職員の特殊勤務手当に関する条例、三次市旅費支給条例及び三次市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、病院長の定年を現行の65歳から68歳に改定するための三次市職員の定年等に関する条例の一部改正、地方公務員災害補償法施行令の改正に伴う三次市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正、非常勤特別職の職員の報酬月額を改定するほか、新たに集落支援員及びスポーツ推進インストラクターを設置すること等による三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、人事行政の運営状況について、任命権者に対する報告事項を定めた地方公務員法の改正に伴う三次市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、行政不服審査法の施行に伴う審査手続を情報公開の不服審査手続から除外することに伴う三次市個人情報保護条例及び三次市情報公開条例の一部改正を行おうとするものであります。

次に、議案第26号三次市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例及び三次市移動通信用

鉄塔施設使用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、携帯電話エリア整備事業の実施に伴い、関係条例である三次市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例及び三次市移動通信用鉄塔施設使用料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、事業者が負担する分担金及び使用料の額の算定基準割合を、受益者世帯数に応じた割合に変更するものであります。

次に、議案第27号三次市広島ふるさと村設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市広島ふるさと村を指定管理施設とするため、関係条例である三次市広島ふるさと村設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、指定管理者が行う業務及び指定管理者の指定期間等を定めようとするものであります。

次に、議案第28号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の規定に基づく国土交通省告示の改正に伴い、関係条例である三次市手数料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、新たな事務となる既存住宅の認定審査についての審査手数料等を定めようとするものであります。

次に、議案第29号三次市リサイクルセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市リサイクルセンターの一部を普通財産とすることに伴い、関係条例である三次市リサイクルセンター設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、附則に条例の失効期日を加えようとするものであります。

次に、議案第30号三次市整備浄化槽設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、特定環境保全公共下水道布野処理区の下水道整備が当分の間見込まれない区域について一定の特例を設けるため、関係条例である三次市整備浄化槽設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、下水道整備が当分の間見込まれない区域について、特例として整備浄化槽の処理区域とすることを定めようとするものであります。

次に、議案第31号三次市特産物加工施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、君田櫃田地区農産物加工場を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市特産物加工施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、君田櫃田地区農産物加工場の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第32号スポーツ・文化みよし夢基金条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、基金の処分範囲をより具体的に明らかにするため、関係条例であるスポーツ・文化みよし夢基金条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、市民のスポーツの推進並びに文化の創造及び振興を図る目的で設けられたスポーツ・文化みよし夢基金について、子供のスポーツ・文化事業の充実のためにも基金の処分が可能となるよう、処分範囲を改めようとするものであります。

次に、議案第33号三次市ブロードバンドひかり基金条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、基金の使用目的を明確にすることで、その適正な管理運営を図るため、関係条例である三次市ブロードバンドひかり基金条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、基金の使用目的として、ケーブルテレビ施設の更新及び大規模災害時の施設改修等を追加しようとするものであります。

最後に、議案第34号ふるさと三次寄附条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、ふるさと納税推進のため、関係条例である、ふるさと三次寄附条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、寄附金を財源として行う事業について、第2次三次市総合計画及び三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる重要施策に準ずる事業との整合を図ることを目的に、事業内容を改めようとするものであります。

以上、議案15件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（4番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○4番（新家良和君） 議案第25号、同じく第26号について、何点かお伺いいたします。

最初に、議案第25号三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）ですが、この中の第4条、三次市職員の定年等に関する条例の一部改正について、このたびの提案では、第3条について、現在の「職員の定年は、年齢60年とする。ただし、病院及び診療所に勤務する医師の定年は、年齢65年とする」ということに対して、病院長について68まで年齢を延長するというところでございますが、なぜ、この時期に3年間の延長をされるのか。その理由について、まず、お伺いをしたいと思います。

それから、議案第26号でございますが、鉄塔施設の整備事業分担金の徴収と、同じく使用料についての改正でございますが、徴収については「105分の29」を「315分の23」、徴収料については、「105分の6」を「105分の4」に改めるということで御提案されておりますけれども、このことによって、電気事業通信事業者の現在の負担、あるいは徴収料が、改正後どの

ように変わっていくのか教えていただきたいと思います。

(総務部長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 福永総務部長。

○総務部長(福永清三君) 議案第25号の病院長の定年の件でございます。

本議案は定年3歳引き上げるものでございますが、まず、地方公務員法では、定年は条例で定めるものとされております。現在、国に準拠しまして、医師65歳としておりますが、本市三次中央病院の場合は、県北に位置する中核病院でございます。地域がん診療拠点病院であり、また、その中で、病院長となる豊かな経験や実績、また、病院経営能力などを持つ優秀な人材の確保については、県北の中核病院ということもあり、現在の65歳定年では非常に困難な状況になるということでございます。

このたび病院長の68歳とすることで、対象者の範囲を広くすることによりまして、特定の個人に限らず、今後も安定した優秀な人材確保をしたいという考えでございます。

(政策部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井政策部長。

○政策部長(藤井啓介君) 今回改正をさせていただこうとする趣旨は、対象世帯数が変更になるということで、負担割合が変わるところで、事業者の負担の割合を改正をさせていただこうとするものでございますけれども、これによりまして、この分担金が、当然ながら整備に係る分担金ですので、その分担金の事業者割合が少し下がるということと、使用料につきましては、これは一括で、その時点での支払いとなります。ですので、これも「105分の6」から「105分の4」になることに伴いまして、事業者の負担が下がるということになってまいります。

全体では過疎債を充てて整備をするということですので、そういった形になりますが、今後のこの設備のいわゆる維持管理、この設備そのものは市のものになりますが、維持管理については、事業者で維持管理はしていただくという仕組みとなっております。

(4番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○4番(新家良和君) 今の鉄塔の施設の整備事業の件ですけども、私が聞いたかったのは、このように係数を変えることによって、電気通信事業者の分担金なり徴収料への影響が、どの程度あるのかということについてお聞きしたかったので、もう一度お答え願いたいと思います。

それから、病院長の定年延長ですけども、1つ理解できないのが、なぜこの時期にこの提案をされたのかということでもあります。定年制をひいておるんですから、当然、定年年齢に達する時期はあらかじめわかるわけでございますから、その間にある程度の後任者の決定の取り組みを本来行わなければならない。もちろん、優秀な人を残すことということについて異論を挟むつもりはございませんが、この幾ら優秀な人材であっても、いずれ、その定年制をひいているということは、定年に達するわけですから、後任の優秀な人材を前もって探す必要もあるだろうと思いますし、地方公務員の特例によりまして、65歳の現状の定年に達していても、1年ご

との再契約というんですか、繰り越しで3年間の延長が認められるということになっておりますから、したがって、このたびの年齢を68年に3年間延長するということは、同じように、その地方公務員の特例を使うと、3年間、また71歳までの延長が可能であるということになると思うんですね。その後のことはわかりませんが、解釈によっては、さらに、そこでまた延長すると、また3年間ということになりますし、あらかじめわかっておることについて今時点でその提案されるということが、やはり時機を失しておるのではなかろうかと。

もう少し早い段階で、我々も考慮する、検討する時間があれば考え方も変わってくるんですが、仮にこれをもし否決するということになると、病院経営上の問題も当然、医師の問題も出てくるし、余りにも提案される時期も私はおかしいと思うんですが、もう一度、その辺の考え方についてお伺いいたします。

(政策部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井政策部長。

○政策部長(藤井啓介君) まず、いわゆる通信料については影響はございません。ということでございます。

それと、いわゆる事業者の負担額がどのようになるということですか、具体的に。済みません、これについては、事業費全体の負担割合が変わるということで、手元に具体的な数字を持ち合わせておりませんので、また後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

(総務部長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 福永総務部長。

○総務部長(福永清三君) 病院長の定年でございます。

議員がおっしゃるように、現在でも最大3年間の延長という制度はございます。しかしながら、この3年間の延長の制度につきましては、定年以後、1年ごとの更新でございますので、病院経営を任せる上においては3年の担保を持ちたいということで、今回制度改正をさせていただきたいというものでございます。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(22番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 竹原議員。

○22番(竹原孝剛君) 議案第33号のブロードバンドひかり基金条例の一部を改正する条例(案)であります。全員協でも説明がありましたように、IRU契約を5年にして、大体23億円だったものが、5年だったら5億円、6億円弱ということになるわけですが、平成20年3月定例会で、このブロードバンドひかり基金条例(案)が提案をされました。そのときの答弁で言うと、平成19年度から41年度までの間に、これを23億円払いますよという答弁なんですよ。これも途中で変わるということになるんだろうと思いますが、その財源が今後どういうふうな見通しでおるのか。

それから、ブロードバンド基金の今後の財源を、このとおり、ずっと引き続き、これを23億円まで積んでいくのか。途中使うこともあるんだろうと思いますが、その中身と。

それから、仮にそれが23億円が満額とりあえず使用料として、賃借料として払われるということになれば、58億数千万円ですから、足りない部分が出てくるわけで、その割合が、この前の全員協で出たもので、それで十分足るのかどうかということが心配ですが、どうだろうということ。

それから、当時の状況で、ちょうど19年度だったですかね、18年度が黒字だったので、ケーブルテレビから170万円もうけになってるという報告があって、同僚議員が、黒字のところ基金まで積んでどうするのかということが質問にあって、その答弁はされておりませんが、黒字にはならんのだらうと思いますが、当初の計画どおりにはいってないから何とも言えませんが、仮に、このときの答弁ができてませんから聞いてみるんですが、黒字になったときに、基金まで積んで、これを支援するのか。まことに市民からすれば不公平だということが、当時も質問をされています、平成20年のときね。そのことについて、どういうふうに考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

(政策部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長（沖原賢治君） 藤井政策部長。

○政策部長（藤井啓介君） まず基金の、契約は5年間ということを予定をしていますけれども、その後の展開を含めて、基金の取り扱いという御質問であるというふうに思っておりますが、この5年の契約を予定しておるのが、2月1日の全員協議会でも御説明をいたしましたように、いわゆる過疎債が充当できるのが平成32年度までの5年間ということで、その間については、いわゆる過疎債を充当しながら設備更新もできるという見込みがあるということで、たちまち5年間という御説明をしております。その後については、現段階で引き続き、いわゆる過疎債が適用できるかどうかというのは不明でございます。

そういった部分もあって、このひかり基金については、内容については御説明をしたとおりであります。そういった、これ以降の見通しが、今の時点では確実に立っているという状態ではございません。更新費用については、これまでも御説明をしたような形で、やはりかかっていくだろうという予想でありますので、それに充てる財源という意味では、5年以降については余り、まだ見込みが立っていないということもあって、この間については、少なくとも、この基金を積み立ててまいりたいというふうに考えております。

その後の判断というのは、やはり国のそういった今の制度がどのように変わっていくかということもありますので、それを注視をしながら、改めて判断をさせていただければというふうに思っております。

それから、最後に、黒字になったとき、いわゆる公費を充てなくても黒字になったときにどうするかということでございますが、これについては、今の見込みで言いますと、先ほど御説明をしたような見込みでありますので、いわゆる使用料だけをいただいて、それで成り立つと、更新も含めてというふうには思っておりませんので、その黒字になったという部分が、ちょっと想定はしていないということでございます。

(22番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長（沖原賢治君） 竹原議員。

○22番（竹原孝剛君） そういうことになれば、やはり当初これは、ケーブルテレビは黒字になるよという答弁だったし、18年度は黒字だったわけです、170万円がですね。そういうことを、どうですかね、幻想を抱いてきたわけですが、しかし、赤字でずっと来よるわけですから、やはり市民の皆さんに、やはりそうしたケーブルビジョンを進めていくからには、やはり応分の負担が要りますよということだけは、当時は黒字になるんだらうという議会も市民も思っておりましたが、残念ながらなっていないわけで、そういう経営も当初からできてなくて、設備投資もできなかったわけですから、設備投資の更新計画もできてなかったわけですから、それらをもう少しやっぱり明らかにしながら、このケーブルビジョンが毎年2億も3億も要りますよということですから、そういうことをやっぱり明らかにせんと、財源が未来永劫要るわけですから、そのことはやはり十分、議会にも市民にも周知をしながら、このケーブルビジョンを運営していくんだということは明らかにすべきだと思いますが、いかがですか。

（政策部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 藤井政策部長。

○政策部長（藤井啓介君） このケーブルテレビ設備の更新等を含めて、今後もしっかりとその内容について、市民の皆さんに、あるいは議会、市民の皆さんに御説明をしながら更新等には当たらせていただきたいと思っております。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（13番 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 小田議員。

○13番（小田伸次君） 私も先ほどの新家議員の質問に続いて、議案第25号のところの定員について、ちょっとお伺いしたいんですけども。

そもそも、定員じゃない、定年ですね、定年という考え方ですね、先ほど優秀な職員であるということをおっしゃいましたけれども、確かに病院というのはドクター、当然特殊な職業でありますし、先ほどの市長の施政方針の中でも、71名のドクターを確保して、中核都市をやっていくということは理解はいたしますけれども、このそういうことからすると、優秀な人材、ドクターを確保するということであればですね、例えばこれ、ドクターの定年そのものを、皆さんが68というんなら、ある程度わかるんですが、これ、院長だけを68とするという、その考え方を、まずお聞かせ願いたい。

そして、先ほど新家議員のほうで答弁があったかとは、なかったようにも私は思ったんですが、これを提出するまでに院長を、例えば、いい院長になっていただける方がいらっしゃるかどうか、要するに探す努力をされたかどうか、ここをお願いしたいと思います。

（総務部長 福永清三君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 福永総務部長。

○総務部長（福永清三君） 現行65歳までの定年、医師の定年でございますが、これは医師として、国が定めておる年齢として、本市病院においても65歳ということで、これまでもしてきたわけ

でございます。

しかしながら、病院長という職務にあってはですね、やはりこれまでの実績をもとに、対外関係もございませし、医師を求める対外関係もございませ。また、その他いろいろな情報を求める中で、病院経営という非常に重責を持つわけでございませ。

そのような人材を求めるものにおいては、やはり65歳までの診療実績をもとに、今後3年間、病院長として幅広い優秀な人材を求めるがために、今回、制度改正をお願いするものでございませ。

なお、これまで新たな病院長人事と探してきたかということでございませけども、これは絶えず、そのような状況は持っております。また、任命行為については、本議会では答弁は控えさせていただきます。

(13番 小田伸次君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 小田議員。

○13番(小田伸次君) 先ほどもありましたけども、要は、これは、人間年をとらないわけはないわけで、先ほど、病院経営というのは簡単なものじゃないというふうに部長は答弁されました。確かにそのとおりだというふうに私も理解をいたします。

こういうことが訪れてくる前に、その定年という重みですよね。だから、そこをもうちょっとしっかり捉えて考えていくべきではなかったかなというのと、先ほど言いました71名のドクターを確保していくんだということであれば、これは病院長にかかわらずですね、中央病院というものを維持するためには、ドクターというくくりであったべきなのではなかったかなという、すごい疑問が残るんですが、これは今、答弁はよろしいです。私がそういうふうに、このドクターを65歳じゃなくして、これはどうせするのなら68歳までするほうが、中央病院としての安定なドクターの確保につながるのではないかなと思ったということをお伝えして、答弁は結構です。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(5番 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 福岡議員。

○5番(福岡誠志君) 議案第34号のふるさと三次寄附条例の一部を改正する条例(案)について質疑をさせていただきたいと思ひませ。

現行の項目というのは7項目ございませ。それが改正案後は6項目にされているということでありませけれども、この狙いについて当局が考えていることをですね、ここでお示しいたきたいというふうに思ひませ。

本来ならば、指定寄附ということ、範囲を広げるということであるならば、意味はよくわかるんでませけれども、現行から改正後と比較するとですね、指定寄附の範囲が狭まったというふうに解釈できるんでませけれども、その点について御説明をお願いしたいと思ひませ。

(地域振興部長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石地域振興部長。

○地域振興部長（白石欣也君） ふるさと三次寄附条例につきましては、平成20年度にふるさと納税がスタートしてから、本市もそれに取り組んでおりまして、そのときには、第1次総合計画のこの分野ということで、その他も含めて7つの項目ということで目的を、その用途を規定をさせていただいております。

このたびの改正では、現在は第2次総合計画に基づき、また、今年度から地方創生の総合戦略を掲げておりますので、その重点施策から、納税者にとって、寄附者にとってわかりやすい項目を選択をさせていただきました。

具体的に、括弧書きも含めて、子育ての括弧は保育、教育、医療という書き方をさせていただいておりますし、観光については、観光鶉飼いの継承ということも括弧書きでこれを書かせていただいております。

こういったように、寄附者の方にわかりやすい用途でふるさと納税のほうを進めさせていただきたいと考えております。

（5番 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 福岡議員。

○5番（福岡誠志君） 先ほど市長の施政方針でも、平成27年度のふるさと納税の寄附額というのは一昨年と比べて5倍以上になったということでありまして、そういう意味からしたらですね、この項目はわかりやすくはなってるのはよくわかるんですけども、例えば、現行は、経済とか産業という分野についても項目が入ってるんですね。それで、新しい改正案については、それらの項目が入ってないんです。産業でくくると、農業と観光という分野は入っているけども、経済とか地域経済、そういった項目はここにはないので、例えば、地域振興について寄附をした、もっと詳しく言うと、三次藩札についての財源の一部としてほしいという要望が出た場合に、それはどこに当てはまるのかといったようなことが懸念をされますので、そういった地域経済とか、そういった分野については、僕はもっと詳しく書くべきじゃないのかな、記すべきじゃないかなというふうに思いますが、その点について、再度答弁を願いたいと思います。

（地域振興部長 白石欣也君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 白石地域振興部長。

○地域振興部長（白石欣也君） 以前の用途にあったものが外れてる、産業とか環境とかですね、そういった部分で寄附をされたいという方につきまして、今回、改正の中で、その他、6号の中で、その他市長が必要と認める事業というものを規定を入れております。この改正案により、それまでの5号までの項目以外のものに用途を希望されるということであれば、6号により、その用途を定めていきたいというふうに考えております。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第20号、議案第25号から議案第27号、議案第33号及び議案第34号を付託をいたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第21号から議案第24号及び議案第32号を付託をいたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第28号から議案第31号までを付託をいたします。

この際13時まで休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前 11時49分——

——再開 午後 1時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（沖原賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第35号 市道路線の認定及び変更について

議案第36号 工事委託契約の変更について

議案第37号 過疎地域自立促進計画の策定について

議案第38号 過疎地域自立促進計画の変更について

議案第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（沖原賢治君） 日程第8、議案第35号から議案第41号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第35号から議案第41号までの議案7件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第35号市道路線の認定及び変更について御説明申し上げます。

本案は、市道路線の認定基準を満たす市道三次155号線ほか4路線の市道認定及び市道酒河34号線の路線の終点を変更することについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第36号工事委託契約の変更について御説明申し上げます。

本案は、三次市公共下水道三次水質管理センターの建設工事において、地方共同法人日本下水道事業団と締結している工事委託契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、契約金額を19億8,000万円から18億7,870万円に変更しようとするものであります。

次に、議案第37号過疎地域自立促進計画の策定について御説明申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進計画を策定することについて、過疎地域自立促進特別措置法第



6条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求めようとするものであります。

なお、本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間となっております。

次に、議案第38号過疎地域自立促進計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成22年9月に策定した過疎地域自立促進計画に、新たに工場等設置奨励事業ほか10事業を追加し、同計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第39号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成25年3月に策定した廻神町辻塚辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第40号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成26年9月に策定した甲奴町福田辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第41号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成25年3月に策定した甲奴町品・宇賀太郎丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案7件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第37号から議案第41号までを付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第35号及び議案第36号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第12号 平成27年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）

議案第13号 平成27年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
（案）

議案第14号 平成27年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第15号 平成27年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）

議案第16号 平成27年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
（案）

議案第17号 平成27年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第18号 平成27年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
（案）

議案第19号 平成27年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第9、議案第12号から議案第19号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第12号から議案第19号までの議案8件について、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第12号平成27年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6億8,005万7,000円を追加し、補正後の総額を406億4,607万8,000円にしようとするものであります。

補正の内容には、国が補正予算として追加した一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策に係る事業として、臨時福祉給付金給付事業、地方創生加速化事業などを含んでおります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

議会費は、議員人件費114万円を増額するものの、旅費の実績を見込み、220万円を減額するなど、合わせて257万2,000円を減額。

総務費は、給与改定の増額及び退職手当の減額などを見込んだ職員人件費について1億1,149万1,000円を減額、がんばる地域・産業施設整備支援事業補助金4,500万円を減額するものの、基金積立金6億8,266万円を増額、臨時福祉給付金給付事業2億4,782万4,000円を増額、地方創生加速化事業6,255万円を追加するなど、合わせて7億7,223万5,000円を追加。

民生費は、障害者自立支援経費の扶助費3,965万7,000円を増額するものの、生活保護扶助費1億3,000万円を減額するなど、合わせて1億4,562万7,000円を減額。

衛生費は、不妊治療費助成金2,589万6,000円を減額するなど、合わせて7,328万4,000円を減額。

農林水産業費は、職員人件費518万2,000円を減額、農業集落排水事業特別会計繰出金154万1,000円を減額するなど、合わせて672万3,000円を減額。

商工費は、三次市プロ野球公式戦開催実行委員会負担金120万円を減額するものの、工場等

設置奨励金330万円を増額するなど、合わせて270万4,000円を追加。

土木費は、土地区画整理事業7,455万円を減額するものの、道路橋梁維持事業1億円を増額するなど、合わせて3,720万3,000円を追加。

消防費は、備北地区消防組合負担金2,765万5,000円を減額するなど、合わせて3,542万5,000円を減額。

教育費は、幼稚園就園奨励費補助金207万5,000円を追加するものの、学校施設整備工事5,410万円を減額するなど、合わせて6,391万2,000円を減額。

公債費は、長期債償還金の実績を見込み、4億5,094万6,000円を減額するものの、長期債繰上償還金7億2,842万7,000円を追加するなど、合わせて1億9,545万8,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

地方交付税は、普通交付税3億8,288万7,000円を追加。なお、補正後の普通交付税は152億7,819万1,000円となります。

国庫支出金は、生活保護等対策費負担金9,750万円を減額するものの、臨時福祉給付金給付事業費補助金2億4,000万円を増額、地方創生加速化交付金6,204万9,000円を追加するなど、合わせて2億363万9,000円を追加。

県支出金は、再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金600万円を減額するものの、国民健康保険基盤安定負担金1,992万3,000円を増額するなど、合わせて1,064万6,000円を追加。

財産収入は、財政調整基金利子などの利子収入及び土地売却収入、合わせて7,044万7,000円を追加。

寄附金は、ふるさと納税寄附金及び社会教育費寄附金など、合わせて4,640万4,000円を追加。

繰入金は、がんばる地域・産業施設整備支援事業補助金及び防災・行政情報伝達システム整備事業の減額に伴い、充当財源でありました、ふるさと創生基金繰入金1億1,259万7,000円、不妊治療費補助金の減額に伴い、充当財源でありました地域福祉基金繰入金2,500万円、合わせて1億3,759万7,000円を減額。

諸収入は、宝くじコミュニティ助成金370万円を減額するものの、安全・安心まちづくり事業助成金400万円を追加するなど、合わせて48万7,000円を追加。

市債は、学校施設整備事業債、土地区画整理事業債などを減額するものの、過疎地域自立促進事業債などを増額し、合わせて1億1,140万円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、6ページ記載の第2表のとおり、平成28年度への繰越事業として、公共施設改修事業ほか19件について追加し、三次地区拠点施設整備事業ほか4件について、金額を変更しようとするものであります。

第3条地方債の補正につきましては、7ページ記載の第3表のとおり、庁舎改修等事業ほか10件の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第13号平成27年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,080万1,000円を追加し、補正後の総額を71億2,552万円にしようとするものであります。

主な内容は、歳出については、保険給付費3,134万2,000円を増額。

歳入については、現年度医療給付費交付金4,000万円を減額、保険基盤安定繰入金5,111万8,000円を増額しようとするものであります。

次に、議案第14号平成27年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,273万1,000円を追加し、補正後の総額を1億5,493万8,000円にしようとするものであります。

主な内容は、歳出については、基金積立金2,127万2,000円を増額。

歳入については、前年度繰越金2,184万3,000円を増額しようとするものであります。

次に、議案第15号平成27年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ8,942万2,000円を追加し、補正後の総額を71億9,100万5,000円にしようとするものであります。

主な内容は、歳出については、保険給付費1億1,950万円を増額。

歳入については、支払基金交付金3,346万円を増額しようとするものであります。

次に、議案第16号平成27年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,890万5,000円を減額し、補正後の総額を7億4,136万円にしようとするものであります。

主な内容は、歳出については、広島県後期高齢者医療広域連合納付金について、4,890万5,000円を減額。

歳入については、後期高齢者医療保険料4,312万4,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第17号平成27年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,654万2,000円を減額し、補正後の総額を24億3,874万5,000円にしようとするものであります。

主な内容は、歳出については、下水道事業団委託工事費2,130万円を減額。

歳入については、一般会計繰入金1,640万5,000円を減額しようとするものであります。

第2条地方債の補正につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、公共下水道事業の限

度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第18号平成27年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ146万3,000円を減額し、補正後の総額を6億152万4,000円にしようとするものであります。

主な内容は、歳出については、職員人件費135万4,000円を減額。

歳入については、一般会計繰入金154万1,000円を減額しようとするものであります。

最後に、議案第19号平成27年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ547万2,000円を減額し、補正後の総額を10億693万2,000円にしようとするものであります。

主な内容は、歳出については、職員人件費305万6,000円を減額。

歳入については、一般会計繰入金578万4,000円を減額しようとするものであります。

以上、議案8件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号平成27年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）ほか7議案については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第12号ほか7議案については質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第10
- 議案第 1号 平成28年度三次市一般会計予算（案）
  - 議案第 2号 平成28年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）
  - 議案第 3号 平成28年度三次市診療所特別会計予算（案）
  - 議案第 4号 平成28年度三次市介護保険特別会計予算（案）
  - 議案第 5号 平成28年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）
  - 議案第 6号 平成28年度三次市土地取得特別会計予算（案）
  - 議案第 7号 平成28年度三次市下水道事業特別会計予算（案）
  - 議案第 8号 平成28年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）
  - 議案第 9号 平成28年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案）
  - 議案第10号 平成28年度三次市病院事業会計予算（案）

議案第11号 平成28年度三次市水道事業会計予算（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第10、議案第1号から議案第11号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第1号から議案第11号までの議案11件について、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第1号平成28年度三次市一般会計予算（案）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ377億8,000万円を計上し、前年度予算に比べ3億4,000万円、率にして0.9%増の予算となっております。

まず、歳入から御説明申し上げます。

三次市予算（案）4ページをお開きください。

歳入は、市税から市債までの21の款で編成しております。

歳入における特徴的なものを御説明いたします。

市税は、固定資産税について増額を見込むものの、市民税については減額を見込み、前年度予算に比べ227万7,000円、率にして0.03%減の65億4,888万6,000円を計上しております。

地方消費税交付金は増額を見込み、1億1,916万、12%増の11億953万7,000円を計上しております。

地方交付税は、普通交付税が交付税算定替えから一本算定への激変緩和期間の2年目となることによる減額を見込み、2億8,226万3,000円、1.8%減の157億4,536万2,000円を計上しております。

国庫支出金は、学校施設環境改善交付金が減額となることなどから、6,208万3,000円、1.9%減の32億5,172万4,000円を計上しております。

県支出金は、未来の地域づくり応援交付金、鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金などの新規の補助金を見込むことから、2億5,626万8,000円、10.5%増の26億8,820万8,000円を計上しております。

寄附金は、ふるさと納税寄附金の増を見込み、1億3,000万円、649.9%増の1億5,000万2,000円を計上しております。

繰入金は、JR三次駅構内バリアフリー化施設整備事業の財源として、都市基盤整備基金の繰入れを行うなど、1億7,273万6,000円、27.1%増の8億1,057万円を計上しております。

市債は、小中学校学習環境整備事業、みよしあそびの王国室内遊具場整備事業などにより、1億4,159万2,000円、2.8%増の52億4,562万9,000円を計上しております。

以上、歳入につきましては、市税等の自主財源の確保、国、県の動向を見極めながら、有利な財源の確保等に努めてまいります。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出は、議会費から予備費までの13の款で編成しております。

歳出における特徴的なものを御説明いたします。

議会費は、議員共済会負担金の減などにより、前年度予算に比べ3,227万4,000円、率にして9.9%減の2億9,521万7,000円を計上しております。

総務費は、JR三次駅構内バリアフリー化施設整備事業、ケーブルテレビ設備改修事業、定住対策事業の増額などから、6億258万4,000円、10.7%増の62億4,139万8,000円を計上しております。

民生費は、障害者自立支援に係る扶助費、こども集会所整備事業、国民健康保険特別会計繰出金の増額などから、2億3,561万6,000円、2.5%増の97億6,346万5,000円を計上しております。

衛生費は、健康増進施設整備事業、公共施設太陽光発電システム等整備事業などが増額になるものの、市立三次中央病院の電子カルテ更新事業の終了による病院事業会計負担金の減額などから、6,334万円、2.2%減の28億5,009万5,000円を計上しております。

農林水産業費は、植物工場等整備事業、多面的機能支払交付金事業の増額などから、1億7,744万9,000円、7.2%増の26億3,313万7,000円を計上しております。

商工費は、プレミアムつき商品券「三次藩札」発行事業、女性活躍推進プラットフォーム事業などが増額となるものの、君田健康ふれあい施設改修事業の減額などから、6,745万7,000円、6.9%減の9億1,154万2,000円を計上しております。

土木費は、市道等維持管理事業、みよしあそびの王国室内遊具場整備事業、みよし運動公園整備事業の増額などから、4億6,332万5,000円、11.0%増の46億7,881万5,000円を計上しております。

消防費は、自主防災組織等整備事業、消防団装備備品強化事業を増額するものの、緊急地域防災力強化事業の終了による減額などから、5,630万3,000円、4.1%減の13億2,280万9,000円を計上しております。

教育費は、小中学校学習環境整備事業、子ども文化芸術ふれあい事業、ジュニアアスリート育成支援事業を増額するものの、小・中学校パソコン教室機器更新の終了による減額などから、1億7,105万2,000円、6.3%減の25億5,135万5,000円を計上しております。

公債費は、これまで実施してきた繰上償還の効果により、7億5,354万8,000円、10.8%減の62億5,108万円を計上しております。

予算執行に当たっては、関係機関や組織内の緊密な連携のもと、計画的な執行と事務事業進捗管理を行い、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めてまいります。

第2条債務負担行為につきましては、9ページ、10ページ記載の第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか33件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、11ページ記載の第3表のとおり、庁舎改修等事業ほか37事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借入の最高額を40億円に定めようとするものであります。

第5条歳出予算の流用につきましては、給料、職員手当等及び共済費について、同一款内の各項の間において、流用の必要が生じる場合があることから、地方自治法第222条第2項ただし書きの規定により、流用できるよう定めようとするものであります。

次に、議案第2号平成28年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

被保険者数の減少により、年々保険給付費総額は減少しているものの、保険者の高齢化等により、1人当たりの医療費の増加傾向は続いており、国保財政は引き続き厳しい状況にあります。

平成28年度においても、医療費適正化事業の推進や特定健診の受診率向上と効果的な保健指導の実施などの保健事業に積極的に取り組むとともに、保険税収納の推進など、国保財政の安定的な運営に向けて、一層の取組を進めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億2,080万4,000円とし、前年度予算に比べ8,360万5,000円、率にして1.2%減の予算となっております。

第2条一時借入金につきましては、借入の最高額を1億円に定めようとするものであります。

第3条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の同一款内において、これらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第3号平成28年度三次市診療所特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

23ページをお開きください。

中山間地域の医師不足が大きな課題となる中、在宅医療・地域包括ケアシステムの構築による、安全で安心な地域づくりのため、地域医療の確保に向けた診療所の運営に努めているところであります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,670万円を計上し、前年度予算に比べ6,449万3,000円、率にして48.8%増の予算となっております。

平成28年度においては、派遣医師負担金、医療機器更新など、診療所の運営に必要な経費と三次市国民健康保険川西診療所の建て替え費用を計上しております。

次に、議案第4号平成28年度三次市介護保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

29ページをお開きください。

平成28年度は、第6期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアの推進体制の整備に向けて関係者間の連携を図るとともに、在宅介護サービスの充実や地域包括支援センターの機能強化、認知症対策や介護予防・生活支援サービスの充実に向けて取組を進めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71億1,272万1,000円を計上し、前年度予算に比べ8,465万8,000円、率にして1.2%増の予算となっております。

第2条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の同一款内において、これらの経費の各



項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第5号平成28年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

35ページをお開きください。

後期高齢者医療制度は、広島県後期高齢者医療広域連合が運営を行っています。保険料については2年ごとに見直されることになっており、平成28年度は所得割率、均等割額の引き上げが行われますが、あわせて、所得の低い被保険者に対する保険料負担の軽減措置が拡充されることにより、保険料収入は減少するものと見込んでいます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7,327万8,000円を計上し、前年度予算に比べ148万円、率にして0.2%減の予算となっております。

次に、議案第6号平成28年度三次市土地取得特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

41ページをお開きください。

土地取得特別会計は、公共事業用地を先行取得するための歳入歳出を経理し、市による土地の取得の円滑化を図っております。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105万7,000円を計上し、前年度予算に比べ20万8,000円、率にして24.5%増の予算となっております。

平成28年度においては、三次市土地開発基金の運用等に伴う利子相当分について予算計上しております。

次に、議案第7号平成28年度三次市下水道事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

47ページをお開きください。

公共下水道は、市民の生活環境を改善するための基本的な都市基盤であり、引き続き整備を進めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億5,004万8,000円を計上し、前年度予算に比べ4億1,523万9,000円、率にして16.8%減の予算となっております。

平成28年度においては、三次処理区、三良坂処理区、布野処理区における管渠布設工事をしていくために必要な経費などを計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか5件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、第3表のとおり、公共下水道事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借入の最高額を2億円に定めようとするものであります。

次に、議案第8号平成28年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

55ページをお開きください。

農村地域の定住環境保全のため、処理施設等の適切な維持管理を行ってまいります。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億5,474万4,000円とし、前年度予算に比べ5,175万7,000円、率にして8.6%増の予算となっております。

平成28年度においては、農業集落排水処理施設及び特定排水処理施設等の維持管理並びに浄化槽市町村整備推進事業に係る浄化槽の設置に必要な経費を計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか3件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、第3表のとおり、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

次に、議案第9号平成28年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

63ページをお開きください。

水道は、市民生活を支える上で必要不可欠な基盤であり、市民の皆様に安全で安心できる水を供給するために、引き続き計画的に整備を進めてまいります。また、平成28年度中の簡易水道事業の水道事業への統合に向けて、施設の効率的運営や健全な経営に取り組んでまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億7,261万円とし、前年度予算に比べ3,979万4,000円、率にして3.9%減の予算となっております。

平成28年度においては、作木町、吉舎町及び三和町において、配水施設等の整備を行ってまいります。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか1件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、第3表のとおり、簡易水道事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借入の最高額を1億円に定めようとするものであります。

次に、議案第10号平成28年度三次市病院事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市病院事業会計予算（案）1ページをお開きください。

病院事業につきましては、引き続き、市民の皆様に安全安心で質の高い医療を提供するために、医用画像サーバーシステムと一般撮影装置関連システムの更新を行うとともに、健全経営に取り組んでまいります。

第2条業務の予定量につきましては、業務量について、病床数は一般病床350床、患者数は、年間延べ27万6,680人、1日平均992人を計画しております。うち、入院患者については、年間延べ10万6,580人、1日平均292人、外来患者については、年間延べ17万100人、1日平均700人を見込んでいます。

建設改良計画は、資産購入2億円、施設整備事業5,000万円であります。

第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入は、病院事業収益91億1,626万円、支出は、病院事業費用91億1,445万1,000円であります。

第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入は、資本的収入2億4,992万6,000円、支出は、資本的支出21億8,154万3,000円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19億3,161万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、警備、清掃及び設備管理業務委託に要する経費ほか12件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、資産購入及び施設整備について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条一時借入金の限度額については、1億円に定めようとするものであります。

第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、その内容と金額を定めようとするものであります。

第9条たな卸資産購入限度額については、28億742万円に定めようとするものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分について定めようとするものであります。

最後に、議案第11号平成28年度三次市水道事業会計予算（案）について御説明申し上げます。三次市水道事業会計予算（案）1ページをお開きください。

水道事業を取り巻く環境は、人口構成の変化、節水意識の向上や節水器具の普及による給水収益の減少、施設の更新や施設管理経費の増加、企業債の償還など厳しい経営状況の中、業務の効率化や経費の節減を図りながら、安全で安心できる良質な水を安定供給するため、給水区域の拡張、配水施設、浄水施設の整備を計画的に行ってまいります。

平成28年度においては、第4期拡張計画に基づき、東河内町、西河内町及び山家町において、給水区域の拡張に伴う配水管布設工事を行ってまいります。

第2条業務の予定量につきましては、給水戸数1万4,490戸、年間総給水量359万8,863立方メートル、1日平均給水量9,860立方メートル、建設改良費は5億8,007万4,000円であります。

第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入は、水道事業収益11億6,606万3,000円、支出は、水道事業費用11億1,851万7,000円であります。

第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入は、資本的収入5億7,096万2,000円、支出は、資本的支出10億4,417万2,000円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億7,321万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、営業業務等委託に要する経費ほか3件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、水道施設整備事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条一時借入金については、限度額を1億円に定めようとするものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めようとするものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額

を定めようとするものであります。

第10条は、他会計からの補助金として、企業債元利償還金及び特定多目的ダム法第35条の規定による特別納付金に充当するため、一般会計からの補助金の額を7,829万7,000円に定めようとするものであります。

第11条は、たな卸資産購入限度額を722万4,000円に定めようとするものであります。

以上、議案11件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号平成28年度三次市一般会計予算（案）ほか10議案については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第1号ほか10議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 1時43分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年2月26日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 澤井信秀

会議録署名議員 小池拓司